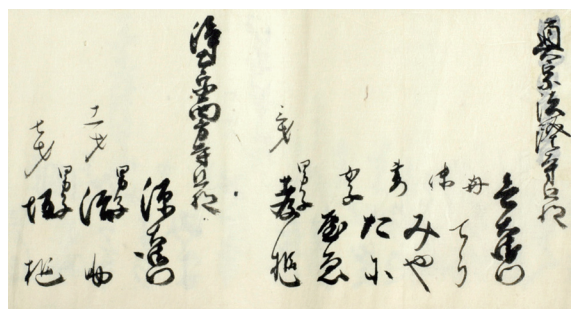
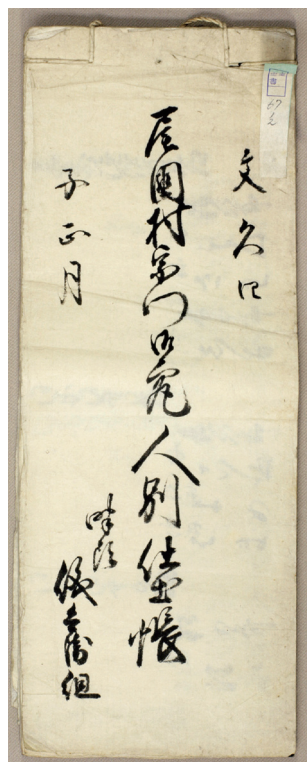


宗門改



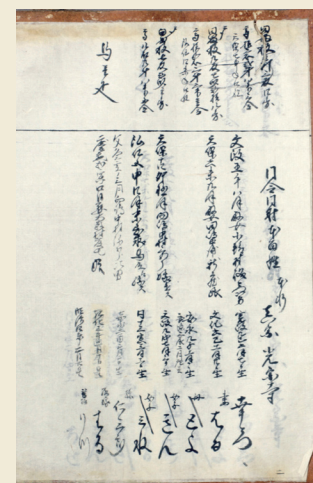
* 吉田家文書（上関町）67-2「尾国村宗門御究人別仕出帳」の表紙（左）およびその記載内容（右）

解説

「宗門改」は、幕府や藩によって行われた宗教による民衆統制政策で、当初は幕府がキリシタンの摘発を目的に整備した制度でしたが、やがて各領主が領民を把握する手段として行った「人別改」と合体し、1671（寛文11）年、幕府は諸藩に「宗門人別改帳」の作成を義務付けました。

結果として宗門人別改帳は民衆の戸籍原簿、ないし租税台帳の側面をもつようになりましたが、たとえば萩藩のように、早くから独自の戸籍制度をもっていた藩もありました。そのような藩では教科書的な宗門人別改帳はほとんど残っていませんし、残っていても左の写真のようにきわめて簡略です。

萩藩の戸籍は下の写真のようによく整備されたもので、生年月日や続柄、旦那寺のほかに、田畠数と石高、牛馬の数まで記載され、明治になるまで使い継がれました。明治政府による戸籍制度の原型になったと考えられています。



* 県庁伝来旧藩記録266「周防国佐波郡戸籍」